

所沢市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、所沢市空き家等の適正管理に関する条例（平成22年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(勧告)

第2条 条例第6条第2項の規定による勧告は、空き家等の適正管理に関する勧告書（様式第1号）により行うものとする。

(命令)

第3条 条例第7条の規定による命令は、空き家等の適正管理に関する命令書（様式第2号）により行うものとする。

(公表の方法)

第4条 条例第8条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 所沢市公告式条例（昭和25年8月21日議決）別表に定める掲示場への掲示
- (2) 市のインターネット・ホームページへの掲載
- (3) その他市長が必要と認める方法

(公表に対する意見)

第5条 市長は、条例第8条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、空き家等の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書（様式第3号）により、条例第7条の規定により命令を受けた者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書（様式第4号）により意見を述べなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様

所沢市長



空き家等の適正管理に関する勧告書

あなたの所有（管理）する下記の空き家等について、所沢市空き家等の適正管理に関する条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講ずるよう勧告します。

記

空き家等の所在地等	
勧告の理由	
必要な措置	
備 考	

様

所沢市長

印

空き家等の適正管理に関する命令書

あなたの所有（管理）する下記の空き家等について、所沢市空き家等の適正管理に関する条例第7条の規定に基づき、 年 月 日までに必要な措置を講ずるよう命令します。

なお、この命令に従わないときは、所沢市空き家等の適正管理に関する条例第8条第1項の規定により、住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）、命令の対象である空き家等の所在地、命令の内容その他市長が必要と認める事項を公表することがあります。

記

空き家等の所在地等	
命令の理由	
必要な措置	

教示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、所沢市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、所沢市を被告として（訴訟において所沢市を代表する者は、所沢市長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

所沢市長



空き家等の適正管理に関する意見陳述機会の付与通知書

所沢市空き家等の適正管理に関する条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる機会の付与を行いますので、意見がある場合は、空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書（様式第 4 号）に意見を記載し、提出してください。

記

件 名	
予定される公表の内容	
公表の根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	
公表に対する意見書の提出先及び提出期限	提出先 提出期限

空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書

(宛先) 所沢市長

提出者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号〕

所沢市空き家等の適正管理に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

件 名	
当該意見に係る公表の原因 の事実についての意見	
その他当該事案の内容に ついての意見	
証拠書類等の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付すること。